

奈良県告示第五百二十四号

平成七年三月奈良県告示第五百八十八号（かいでない出先その他の機関の会計事務の委任）の一部を次のように改正し、令和二年四月一日から施行する。

令和二年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

表農業研究開発センターの項の次に次のように加える。

登美ヶ丘高等学校	国際高等学校
----------	--------